

有効期間満了日 令和12年3月31日

熊生企第746号

令和6年9月30日

熊本県警察自転車防犯登録事務取扱要領の制定について（通達）

自転車防犯登録の運用については、「熊本県警察自転車防犯登録運用要領の制定について（通達）」（令和5年3月27日付け熊生企第274号。以下「運用要領」という。）により運用しているところであるが、この度、運用要領の一部を改正し、別添のとおり熊本県警察自転車防犯登録事務取扱要領を新たに制定し、本年10月1日から施行することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達については、本通達の施行をもって廃止する。

別添

## 熊本県警察自転車防犯登録事務取扱要領

### 第1 趣旨

この要領は、熊本県公安委員会から自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号。以下「法」という。）第12条第3項の規定により指定団体が行う自転車の防犯登録（以下「防犯登録」という。）に係る業務に対して熊本県警察が行う事務の取扱い等について、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 準拠

防犯登録に係る業務については、法及び自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### 第3 定義

この要領における用語の意義は、それぞれ次のとおりとする。

#### 1 指定団体

法第12条第3項の規定による防犯登録を行う者の指定を受けた熊本県自転車二輪車商協同組合（以下「二輪車商組合」という。）及び公益社団法人熊本県防犯協会連合会をいう。

#### 2 登録カード

規則第1条第1項第1号の登録カードをいう。

#### 3 新規登録

自転車を利用する者の申出により、防犯登録されていない自転車（抹消登録されたものを含む。）に防犯登録を行うことをいう。

#### 4 変更登録

自転車を利用する者として登録を受けた者又はこの者と同居する親族（以下これらを「登録者等」という。）の申出により、登録事項（氏名又は名称、住所、登録カード作成の年月日、登録番号その他の登録カードに記載すべき事項をいう。以下同じ。）のうち、氏名若しくは名称、住所又は電話番号を変更することをいう。

#### 5 抹消登録

登録者等又は本人であることを証明する書面を提示して他人が登録を受けた自転車を利用しようとする者の申出により、登録事項を抹消することをいう。

#### 6 システム

防犯登録に係る業務を行う警察共通基盤システムをいう。

### 第4 防犯登録の対象

防犯登録の対象は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車（自転車の小売を業とする者が、販売目的で所有する自転車を除く。）とする。

## 第5 新規登録の処理

### 1 警察署における処理

警察署長は、販売店（二輪車商組合から委託を受けて防犯登録に係る登録業務の一部を行う者をいう。第6の1(1)において同じ。）から新規登録に係る登録カードの送付があったときは、これを受け付け、警察本部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）に送付するものとする。

### 2 警察本部における処理

#### (1) 登録カードの送付等

生活安全企画課長は、1の規定により登録カードの送付を受けたときは、当該登録カードを二輪車商組合に送付するとともに、その登録事項について電磁的記録の作成を依頼するものとする。

#### (2) システムへの入力

生活安全企画課長は、指定団体から新規登録に係る登録事項について電磁的記録の送付を受けたときは、当該登録事項をシステムに入力するものとする。

## 第6 変更登録及び抹消登録の処理

### 1 警察署における処理

#### (1) 販売店から送付された場合の処理

警察署長は、販売店から変更登録又は抹消登録に係る登録カードの送付があったときは、これを受け付け、生活安全企画課長に送付するものとする。

#### (2) 警察署において申出を受けた場合の処理

##### ア 変更届及び抹消届の作成

警察署長は、変更登録又は抹消登録の申出があったときは、防犯登録変更届（別記様式第1号。以下「変更届」という。）又は防犯登録抹消届（別記様式第2号。以下「抹消届」という。）を作成するものとする。この場合においては、当該申出に係る変更登録又は抹消登録前の登録事項とシステムに登録されている登録事項とが同一であるかどうかを確認するとともに、抹消登録の申出が登録者等以外の者によるものであるときは、当該抹消登録に係る自転車が盗品でないかどうかについても確認するものとする。

##### イ 生活安全企画課長への送付

警察署長は、アにより作成した変更届及び抹消届について、自転車防犯登録業務作成書類送付書（別記様式第3号。以下「送付書」という。）により生活安全企画課長に送付するものとする。

### 2 警察本部における処理

#### (1) 変更登録又は抹消登録に係る確認

生活安全企画課長は、1(1)により警察署長から送付を受け、又は指定団体から送付を受けた変更登録又は抹消登録に係る登録カードについては、当該変更登録又は抹消登録前の登録事項とシステムに登録されている登録事項とが同一であるかどうかを確認するとともに、抹消登録に係る登録カードが登録者等以外の者からの申出により作成されているときは、当該抹消登録に係る自転車が盗品でないかどうかについても確認するものとする。

#### (2) 生活安全企画課長によるシステムへの入力

生活安全企画課長は、次のいずれかに該当する場合は、変更登録又は抹消

登録に係る登録事項を別に定めるところによりシステムに入力するものとする。

ア 1 (1)により警察署長から変更登録又は抹消登録に係る登録カードの送付を受けた場合

イ 1 (2)イにより警察署長から変更届又は抹消届の送付を受けた場合

ウ 指定団体から変更登録又は抹消登録に係る登録カードの送付を受けた場合

(3) 登録カードの返却

生活安全企画課長は、(2)によりシステムへの入力を終えた登録カードを指定団体に返却するものとする。

## 第7 登録事項の訂正

### 1 警察署における処理

警察署長は、システムに登録されている登録事項を訂正する必要があると認めるときは、防犯登録訂正報告書（別記様式第4号。以下「訂正報告書」という。）を作成し、生活安全企画課長に報告するものとする。

### 2 警察本部における処理

生活安全企画課長は、次のいずれかに該当する場合は、登録事項に係る訂正事項をシステムに入力するものとする。

(1) 1により警察署長から登録事項の訂正の報告を受けた場合

(2) 指定団体から登録事項の訂正の依頼を受けた場合

## 第8 留意事項

### 1 変更登録の取扱いにおける留意事項

(1) 変更登録の対象は、熊本県の防犯登録のみとする。

(2) 変更登録の申出を受けた場合は、当該申出を行った者に対し、身分を証明する書面等の提示を求め、その身分の確認を行うものとする。

(3) 名義の変更を伴う氏名（名称）の変更については、登録者等に限り受け付けるものとし、それ以外の者にあつては、抹消登録を行った上で新規登録を行うものとする。

### 2 抹消登録の取扱いにおける留意事項

(1) 抹消登録の対象は、熊本県の防犯登録のみとする。ただし、他の都道府県の防犯登録について抹消登録の申出を受けた場合は、その可否について生活安全企画課長へ問合せを行うものとする。

(2) 抹消登録の申出を受けた場合は、1 (2)に準じて身分の確認を行うとともに、抹消しようとする防犯登録に係る登録カード（お客様用）の提示を求めるものとする。

登録カード（お客様用）の提示ができない場合は、抹消に係る登録事項について聴取し、申出内容と当該登録事項が一致するか確認を行うものとする。

抹消に係る登録事項の特定が難しい場合は、必要に応じて、自転車の現物を確認することにより当該登録事項の確認を行うものとする。

(3) 登録者等以外の者から抹消登録の申出を受けた場合において、自転車を利用する者として登録を受けた者の譲渡証明書又は委任状など（以下「譲渡証明書等」という。）によりその意思確認が取れるときは、当該抹消登録の申出

を受け付けることができるものとする。

なお、提出を受けた譲渡証明書等については、返却するものとする。

### 3 文書情報システムの利用

第6の1(2)アの変更届及び抹消届、第6の1(2)イの送付書並びに第7の1の訂正報告書は、電磁的記録により作成し、文書情報システムにより決裁を受けるものとする。

## 第9 システムのエラー等に対する処理

生活安全企画課長は、システムへの入力によりエラー（登録事項に誤りがあるもの。以下同じ。）又はアラート（登録事項が正しいかどうか確認が必要なもの。以下同じ。）が表示されたときは、指定団体に対し、システムから出力される防犯登録情報一括登録結果を送付するとともに、当該エラー又はアラートに係る登録事項について調査を依頼するものとする。この場合において、当該調査の報告期限は、依頼をした日の属する月の翌月の末日とする。

## 第10 照会

職員は、防犯登録に関する照会は、システムにより行うものとする。ただし、他の都道府県（システムを導入していない都道府県に限る。）に照会する場合は、生活安全企画課を経由して行うものとする。

## 第11 防犯登録の効用の広報啓発

生活安全企画課長及び警察署長は、県民が所有する自転車の全てに防犯登録が行われるよう、市町村等の関係行政機関、指定団体等と連携し、防犯登録の効用について広報啓発を推進するものとする。

※ 別記様式（略）